

地方創生コンシェルジュ ～活用の手引き～



令和3年7月
内閣府地方創生推進室

1. 地方創生コンシェルジュ制度について

(1) 制度の概要

地方創生コンシェルジュ制度とは、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、平成27年2月27日に構築された仕組みです。

全国どの地方公共団体にもご活用いただけます。各市町村は都道府県を介さずに直接地方創生コンシェルジュへご相談いただくことができます。

地方創生コンシェルジュは、いただいたご相談に対して、親切・丁寧・誠実に対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

(2) 地方創生コンシェルジュの体制

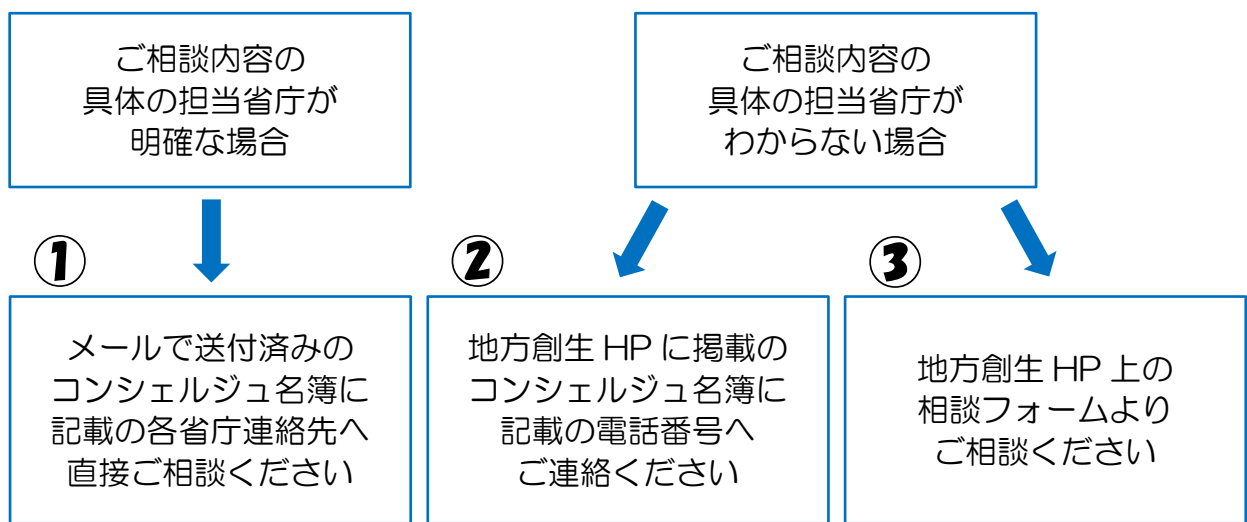
地方創生コンシェルジュには、基本的に都道府県ごとに、各都道府県等に愛着のある国の職員（令和3年4月1日現在936人）が選任されております。

(3) 地方創生コンシェルジュ名簿

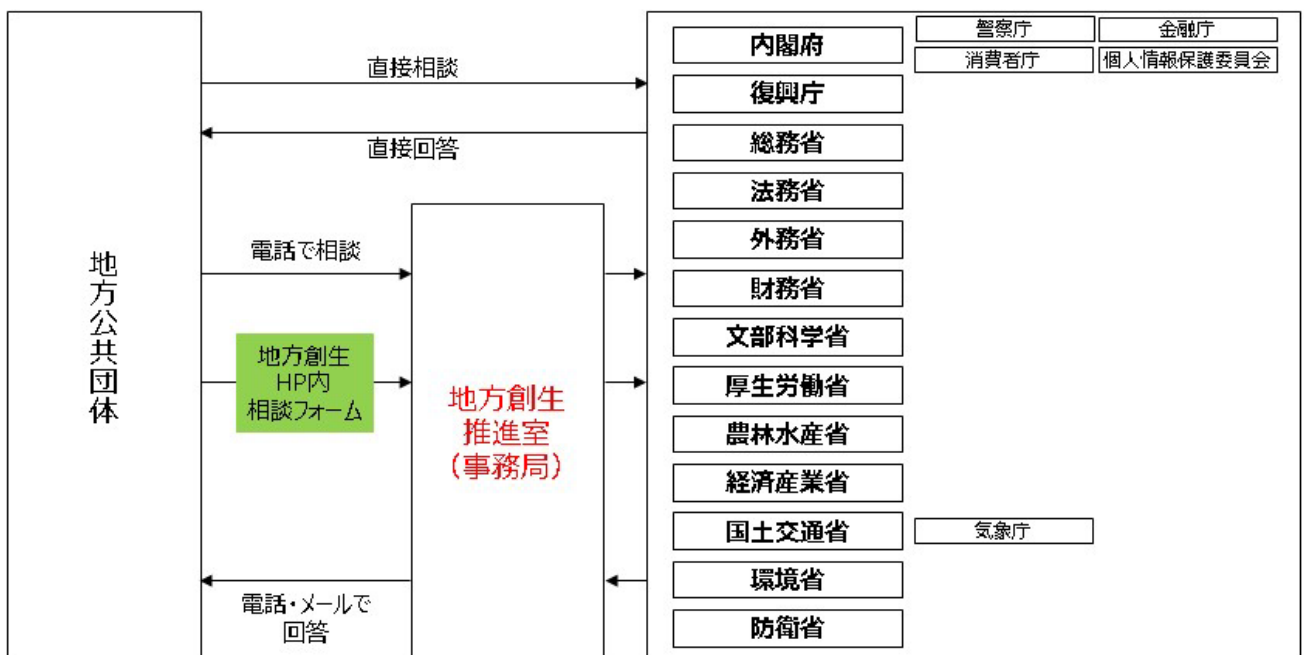
地方公共団体に対しては、年2回（4月、8月頃）に、各地方創生コンシェルジュの連絡先や当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿（地方創生コンシェルジュ名簿）を送付しておりますので、ご相談の際の参考にしてください。

2. 地方創生コンシェルジュへの相談方法

相談方法は以下の3つがございます。また、このほか、内容に応じて、対面での相談（出前コンシェルジュ）やオンライン会議システム（Skype、Zoomなど）を用いた相談（オンラインコンシェルジュ）も可能な場合がございますので、ご希望の場合にはその旨ご連絡ください。



3. 相談から回答までの流れ



4. 制度に関するQ & A

Q. 政策間連携など、省庁横断的な施策はどのコンシェルジュに相談したら良いか。

A. 複数の府省庁にまたがる場合や所管省庁が不明な場合は内閣府地方創生推進室（事務局）のコンシェルジュへご相談ください。

Q. すぐに回答してもらえるのか。

A. 複数の府省庁にまたがる場合には、一定のお時間をいただくこともありますが、ご相談には可能な限り迅速に対応させていただきます。

Q. 名簿に記載されているコンシェルジュが多く、誰に相談して良いかわからない。

A. どの地方創生コンシェルジュにご相談いただいても結構です。お困りの際には、内閣府地方創生推進室までお気軽にご相談ください。

5. 制度に関するお問合せ先

ご不明なことがありましたら、
内閣府地方創生推進室までお気軽にお尋ねください。

電 話：03-5510-2167

メール：conciierge@cao.go.jp